

# 石川県公報

平成27年3月27日(金曜日)

号 外

(第24号)

## 目 次

規 則	
○私立学校法施行細則の一部を改正する規則 (総務課) 1	

## 規 則

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第十四号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則(昭和五十五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「高等学校の校長」の下に「私立の幼保連携型認定こども園の園長」を加える。

第二条第一項中「第三条第一項第十三号」を「第二条第五項第二号」に改め、同条第二項中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、「特別支援学校」の下に「幼保連携型認定こども園」を加え、同条第三項中「特別支援学校」の下に「幼保連携型認定こども園」を加える。

第四条第一項中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第三号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「同条第十五項前段」を「同条第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四条第七項前段」を「第四条第五項」に改め、「特別支援学校」の下に「幼保連携型認定こども園」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 省令第四条第五項第三号(省令第八条において準用する場合を含む。)の書類は、次に掲げる書類とする。

一 前項各号に掲げる書類

二 前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類

第五条中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第六条中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第九号」に改める。

第七条第一項中「第九条第七項の規定により読み替えて適用される省令第四条第二項第三号」を「第九条第五項第四号」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第九条第五項」に改める。

第八条中「及び」の下に「第二項並びに」を加える。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の一項を加える。

(寄附行為の変更認可の申請手続の特例)

3 平成三十二年三月三十一日までの間において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日の前日において現に幼稚園を設置している学校法人が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該学校法人の寄附行為の変更の認可の申請についての第四条第三項の規定の適用については、「課程等設置年度の前年度の四月三十日」とあるのは、「知事が別に定める日」とする。

附 則

りの規則は、平成二十七年四月一日から施行する。